

正

一級
二級
木造 建築士事務所登録申請書

（第一面）

[記入注意]

- ※印欄は、記入しないでください。
- のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

※ 手数料欄
 1 級 : 17,000円
 2級・木造 : 12,000円
 振り込み
 現金

一級 二級 建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実に相違ありません。 木造 令和 年 月 日 登録申請者氏名 _____ 鳥取県指定事務所登録機関 (一社) 鳥取県建築士事務所協会会長 様	
建築士事務所	フリ名 かな称 所在地 〒 ー 電話 FAX 一級建築士事務所 二級建築士事務所 又は木造建築士事務所 の別
	個人で あるとき フリ氏 かな名 〒 ー 電話 FAX 住所 建築士の資格 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>
	法人で あるとき フリ名 かな称 〒 ー 電話 FAX 事務所所在地
管理する建築士事務所を	フリ氏 かな名 登録番号 第 号 一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の別 建築士 登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)
	管理建築士講習を 修了した年月日 平成 年 月 日 修了証番号
	現登録年月日及び登録番号 平成 年 月 日 (都道府県) 知事登録 第 号
新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> ※登録年月日及び 登録番号 令和 年 月 日 (都道府県) 知事登録 第 号	※ 審査

(第三面)

役員名簿

- [記入注意] 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

フリ 氏	がな 名	役 名	生 年 月 日			
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日
	男・女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日
(備考)						
別紙	有	<input type="checkbox"/>				
	無	<input type="checkbox"/>				

添付書類（ハ）

誓約書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者の氏名又は名称.....

鳥取県指定事務所登録機関

（一社）鳥取県建築士事務所協会会長 様

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

- 〔記入注意〕
- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

